

第7分科会

被疑者・被告人段階での更生支援における倫理とジレンマ — 改めて、専門職連携の視点から考える

司会者：木下 大生（武蔵野大学）

話題提供者：金子 毅司（新潟医療福祉大学）

中田 雅久（立川アジュール法律事務所）

山田 恵太（Mieli 法律事務所）

企画者・指定討論者：水藤 昌彦（山口県立大学）

1. 企画趣旨

2016年、本学会第17回大会において「司法と福祉の支援のギャップを洗い出す」と題する分科会が開催され、弁護士と福祉専門職の連携による被疑者・被告人段階における更生支援についての課題整理がなされた。その結果、両者にギャップが存在することを自明のものとしつつ、それぞれの役割と自己規定の相違に対する認識が重要であるとの結論が示された（木下ら 2017）。それから7年余りが経過し、地域生活定着支援センターによって被疑者等支援業務が新たに開始されるなど、被疑者・被告人段階における専門職連携による更生支援を巡る状況は変化を続けてきている（前阪・山田 2022；山田 2024）。その一方で、連携の実態や課題、あるべき姿については十分に明らかにされているとは言い難い。そこで本分科会では、専門職連携の現状と課題、さらには今後の展望について、支援に実際に関わった経験のある福祉専門職、弁護士、弁護士・心理専門職からの報告をもとに、専門職連携の視点からみた更生支援の倫理とジレンマについて参加者とともに検討する。

本分科会では、登壇者の実務経験ならびに考察に基づいて個人情報保護などの倫理的配慮のもとに議論をする。公表すべき利益の相反はない。

2. 発言要旨

（1）入口支援における福祉専門職のあり方と課題（金子 毅司）

入口支援における福祉専門職の関与では、主として弁護士との連携とともに行われるが、その専門性や役割の違いからギャップが生じ、福祉専門職にジレンマが生じることが明らかになっている。

現状の入口支援を概観すると、福祉専門職側の課題として、福祉専門職または機関同士の連携・情報共有等が充実しているとはいえない点が挙げられる。また、福祉専門職が入口支援での支援の価値を共有し、弁護士との連携のあり方、支援の質を担保するための研修体制を構築していくことが必要ではないだろうか。あわせて、今後は入口支援において作成され、蓄積された更生支援計画書の効果検証をしていくことも求められる。

(2) Break On Through (To the Other Side) (中田 雅久)

入口支援においても、アセスメントの重要性が説かれ続けている。

しかしながら、入口支援において弁護人が求める・想定するアセスメントは、果たして対人援助職の考えるそれと同じなのか。

その前提として、刑事司法関係者は、被疑者・被告人という立場にある本人をどのような視点で見ているのか。それは、対人援助職からの見え方とどう違うのか。

それを踏まえて、なぜ、何のために、弁護人は福祉と連携しようとするのか、アセスメントに必要な専門性、刑事手続きの中で支援することの意味や限界について、改めて検討したい。それは同時に、刑事手続きの外の支援、地域で必要なことを考えることにもつながっている。

(3) 交錯する専門性と価値観—入口支援における協働の課題 (山田 恵太)

被疑者・被告人段階における支援、いわゆる入口支援が全国的に広がりを見せている。

そこでは、ソーシャルワーカーだけでなく、弁護士をはじめとする刑事司法関係者など、多様な専門性や価値観を有する人がまじわって援助を行うことが想定されている。その結果、入口支援においては、当然に専門性や価値観が交錯することになる。

果たして、そこで生じるのは、闘争か、癒着か、分離か、昇華か—。

それぞれの視点から事例をみてきた立場から、現在の入口支援の現場で起きている交錯の状況を報告する。その上で、多様な専門性や価値観の交錯がよりよい支援に向かうため何が必要となるのか、そのエキスを抽出する。

(4) 更生支援における専門職間連携の倫理的課題 (水藤 昌彦)

司法福祉学研究者の立場から、各登壇者による話題提供の内容を題材として、特に更生支援の場面における刑事司法関係者、特に弁護人と、対人援助職間の連携に焦点を当てて、両者のあいだに存在する思考方法の違いを確認した上で、役割と自己規定の相違、ならびに専門職倫理の違いとそれに起因する葛藤について分析する。その際、国外における刑事司法関係者と対人援助職間の連携に関する先行研究を参照し、可能な限り今後の展望につながるような議論としたい。